

令和3年5月25日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和3年5月25日（火曜日）午前9時58分～午前10時29分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和3年第2回定例会提出予定案件

①専決処分の報告について

②交通事故に係る損害賠償の額の決定について

(2) その他

①青森市ブロック塀等耐震改修支援事業について

②事故の報告について

③事故の報告について

④事故の報告について

⑤事故の報告について

⑥事故の報告について

⑦事故の報告について

⑧事故の報告について

⑨事故の報告について

⑩訴訟の報告について

○出席委員

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

委員 中田靖人

委員 竹山美虎

委員 工藤健

委員 藤原浩平

委員 奥谷進

委員 里村誠悦

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 中川 覚

都市整備部長 平岡 弘志

水道部長 横内 修

交通部長 赤坂 寛

都市整備部次長 佐々木 浩文

水道部次長 一戸 隆雄

水道部次長 西村 務

交通部次長 今 国弘

都市政策課長 櫻田 文明

上水道総務課長 小山内 政広

交通部管理課長 堀川 慎一

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 木 村 結 衣

議事調査課主査 岩 間 憲 仁

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

令和3年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** それでは、令和3年第2回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分1件について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

事故の発生は、令和3年2月15日月曜日、午後11時頃、古館一丁目の市道、古館27号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として2万1456円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年5月10日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、いずれも市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

御報告は以上でございます。

○**神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「交通事故に係る損害賠償の額の決定について」報告を求めます。交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 交通事故に係る損害賠償の額の決定について、御説明をさせていただきます。

市営バスの事故に伴う損害賠償の額の決定につきましては、地方公営企業法第40条及び青森市公営企業の設置等に関する条例第15条において、「法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が500万円を超えるときは、議会の議決を要する」と規定されているところであります。

本件につきましては、このたび相手方との仮示談が調いまして、損害賠償額が500万円以上となりましたことから、令和3年第2回定例会に提出を予定しているものであります。

それでは、資料に基づきまして、内容について御説明させていただきます。

1の「事故の概要」のところを御覧いただきたいと思います。当該交通事故は、令和2年12月23日午後1時47分頃、東部営業所行き市営バスが原別停留所付近を運行中、対向車線にはみ出し、対向車と接触後、相手方——とき歯科医院になりますけれども——の建物等に衝突したことにより、当該建物等に損傷を与えたものであります。

損害賠償の額につきましては、損傷した建物の外壁やオイルタンク、エアコンの室外機などの修繕費用が総額で510万円となっております。

なお、損害賠償につきましては、交通部が加入しております自動車保険の引受会社から支払う予定となっております。

このたびの事故を受けまして、直ちに全乗務員に対し、交通安全の徹底を指示したところではありますが、今後におきましても、安全運転の研修プログラムを一層強化し、交通部職員一同、一丸となって事故防止に努め、お客様が安心して市営バスに乗っていただけますよう、取り組んでまいりたいと考えております。

このたびは、大変申し訳ございませんでした。

説明につきましては以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 確認ですけれども、このバスにドライブレコーダーは積んでいましたか。

○神山昌則委員長 交通部長。

○赤坂寛交通部長 ドライブレコーダー搭載車であります。

○神山昌則委員長 工藤委員。

○工藤健委員 その映像を共有して事故が起こらないようにしていただければと思います。

以上です。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 この地図、間違っています。このとき歯科と書いているところ、ここは個人の住宅。その隣の左側、ここがとき歯科です。

[赤坂寛交通部長「大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。」と呼ぶ]

○藤原浩平委員 大変です。早く直しておいて。

[赤坂寛交通部長「大変失礼いたしました。」と呼ぶ]

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 すみません、確認です。接触の原因はどういうことだったんですか。

○神山昌則委員長 交通部長。

○赤坂寛交通部長 先ほど御質疑ありましたドライブレコーダーの映像から、当方でも確認しております。事故直前、原別のバス停——地図にあります。バス停までは通常の運転操作をしております。事故箇所から、対向車線にはみ出しまして、対向車に接触後に歯科医院のほうにぶつかっているということになっております。

事故原因につきましては、乗務員や事故後に当該乗務員を診断した医師の話から、急性の腸閉塞による腹部の突発的な痛み、これにより、通常の運転操作が一瞬できなくなりまして、対向車に接触した後、建物にぶつかったものと考えております。

○神山昌則委員長 竹山委員。

○**竹山美虎委員** 分かりました。そういう事情があったということですね。その運転手さんは今は大丈夫なのですか。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**赤坂寛交通部長** 事故後、おおむね1か月程度でありましたが、入院やその後の体調の回復ということを経まして、医師から運転業務に携わっても大丈夫だというお話をいただいた上で、今、職務に復帰しております。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和3年第2回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

最初に、「青森市ブロック塀等耐震改修支援事業について」報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 青森市ブロック塀等耐震改修支援事業につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

平成30年の大阪府北部を震源とする地震では、児童がブロック塀等の倒壊により亡くなる事故が発生しており、過去にもブロック塀等の倒壊により死傷者が出ているなど、地震によるブロック塀等の倒壊を防ぐため耐震化を進める必要があります。

また、倒壊したブロック塀等は道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動の障害となるため、被災時の安全な避難経路等の確保が必要となります。

そのため、市では、地震でのブロック塀等の倒壊等による人的被害を防ぐとともに、避難路の確保を図るため、既存ブロック塀等の耐震改修工事、建て替え工事または除却工事を実施する者に対し、その費用の一部を補助する青森市ブロック塀等耐震改修支援事業を、今年度から実施することといたしました。

補助対象となる塀につきましては、市内の避難路沿いにあるブロック塀等としており、具体的には小学校・中学校が設定した通学路または幅員8メートル以上の道路沿道にある高さ80センチメートルを超えるブロック塀等で、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものとしております。

補助金額につきましては、補助対象工事に要する経費の3分の2または12万円のいずれか低い額となります。

今年度の予算額としては72万円となっており、その財源につきましては、国費が2分の1、県費が4分の1、市費が4分の1となっております。

募集件数につきましては、今年度は6件となります。

最後に、募集期間は7月1日から9月30日までとしており、広報あおもり、市のホームページで周知を行うほか、建築指導課の窓口、駅前庁舎、各支所・市民センターにおいて募集案内を配布することとしております。

御報告は以上となります。

○**神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。里村委員。

○**里村誠悦委員** この予算額でいえば1件あたり上限12万か。6件分しかないのですか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 今年度につきましては、6件分の予算を確保しているところであります。

○**神山昌則委員長** 里村委員。

○**里村誠悦委員** それから耐震診断の結果というのであるんですけども、この耐震の結果、調べるのは民間、それとも市役所ですか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** この耐震診断につきましては、基本的には申請者の方にやっていただきたいと考えております。耐震診断の内容でありますけれども、簡単に言いますとチェックリストみたいなものになっていまして、ブロック塀の高さであるとか、それから厚さ、控え壁がある・ない、それから基礎がある・ない、そういった簡単なチェックで診断できるようになっております。

ただ、そうは言いながらも、御高齢の方とかいろんな方がいらっしゃると思いますので、この耐震診断につきましては、市としても全面的に協力していきたいというふうに考えております。

○**神山昌則委員長** 里村委員。

○**里村誠悦委員** その内容については、7月の募集案内に書いておくのですか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 7月から募集する際にはできる限り丁寧に、分かりやすく案内できるようにしてまいりたいと思います。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。藤原委員。

○**藤原浩平委員** この6件というのは、具体的に箇所を予想されている場所とかあるのでしょうか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 今のところ特に予定している場所等はありませんけれども、今年度、このブロック塀の支援事業につきまして問合せ自体は5件ほど来ております。

○**神山昌則委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 具体的に要望も含めてですけども、実は原別小学校の隣に第三幼稚園があるんですけど、第三幼稚園のすぐ脇——原別小学校と中学校の通学路になっている跨線橋の脇の側道になっているところで、そこに第三幼稚園のブロック塀があるんですが、そのブロック塀に、幼稚園で貼ってある、揺れを感じたら塀

から離れましようとかというポスターが何枚も貼っているんです。

多分、幼稚園の側でもその辺のところを意識して、そういうポスターを貼っているんだろうと思うんですが、それで実際、子どもたちがずっと通る場所なので、こういう事業があるっていうことも含めて、ぜひ利用して早く直せというような働きかけも必要ではないかと思うんです。

非常に高いブロック塀で、控え壁も 30 センチメートルくらいのブロックが積んであるくらいのもので、今の基準からいっても合わないだろうと思いますし、そういう意味では、当事者にも要請して、危険解消のために努力していただきたいというふうに思います。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 今、藤原委員からお話がありました原別第三幼稚園につきましては、市からも要請をしていきたいと思います。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「事故の報告について」は、関連する 8 件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 市道の破損等に起因して発生した事故につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

なお、当初、事故の報告については、10 件とお伝えしていたところでありましたが、事故の発生場所が同一のもの 3 件については、これを 1 件にまとめましたことから、事故の報告について、8 件となりましたことを御報告申し上げます。

それでは、お手元の資料①を御覧ください。事故の発生は、令和 3 年 3 月 23 日火曜日、午後 9 時 30 分頃、筒井字八ツ橋の市道筒井八ツ橋 1 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側後輪タイヤを損傷したものであります。

次に、お手元の資料②であります。事故の発生は、令和 3 年 3 月 25 日木曜日、午後 6 時頃、松森三丁目の市道桜川九丁目 1 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

次に、お手元の資料③であります。事故の発生は、令和 3 年 3 月 25 日木曜日、午後 7 時 20 分頃、里見一丁目の市道三内里見 15 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

次に、お手元の資料④であります。事故の発生は、令和 3 年 3 月 26 日金曜日、午後 8 時頃、第二問屋町一丁目の市道八ツ役 35 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤを損傷したものであります。

次に、お手元の資料⑤であります。事故の発生は、令和 3 年 3 月 26 日金曜日、午後 7 時頃、里見二丁目の市道三内久須志線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

次に、お手元の資料⑥であります。事故の発生は、里見二丁目の市道三内久須志線において、①令和3年3月29日月曜日、午後6時頃、②同日午後7時頃、③令和3年3月30日火曜日、午後7時頃、走行中の車両が道路の穴に落ち、①の事故では左側後輪タイヤを、②では左側前後輪タイヤを、③では左側後輪タイヤ及びホイールを、それぞれ損傷したものであります。

次に、お手元の資料⑦であります。事故の発生は、令和3年3月30日火曜日、午後1時20分頃、戸山字赤坂の市道造道戸山線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

次に、お手元の資料⑧であります。事故の発生は、令和3年4月6日火曜日、午後7時20分頃、新城字平岡の市道新城中学校通り線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前後輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

いずれの事故現場につきましても、事故の通報を受け、道路維持課職員が穴埋めの応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故につきましては、幸い、けが人はなく、市が加入している道路賠償責任保険の引受会社と協議をしながら、現在、相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故に関する御報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。奥谷委員。

○奥谷進委員 今、都市整備部長からの御説明の中で、道路の穴による損傷事故が発生している、そのような報告がありました。4月からの市道の穴埋めというのは、道路維持課などがどのような対応をしているのか。穴埋めがされていないのがその原因であるならば大変な問題だと私は考えますが、その点について御答弁願いたいと思います。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 今、奥谷委員から御指摘がありました市道の穴埋め作業でありますけれども、今冬につきましては、雪が解け始めました3月から直営において順次作業を行っておりまして、5月中には市内全域の大きな穴ぼこについては解消されるものと考えております。また、この直営による作業に加えまして、4月からは委託業者による道路の亀裂等に対するパッチング作業も実施しておりまして、こちらにつきましては11月まで継続して作業を実施する予定としております。

参考までに、3月から穴埋め作業実施しておりましたけれども、4月21日以降は今のところ、穴ぼこによる事故の報告はないという状況であります。

○**神山昌則委員長** 奥谷委員。

○**奥谷進委員** ありがとうございます。徹底した指導の中で、穴埋めが実施されているということでもあります。

私、昨日の危機管理対策特別委員会の後で、会議では指摘しませんが、担当の職員に申し上げたことは、富田四丁目などは全然穴埋めがされていないんです。私、毎日のように朝早くあの道路に——温泉に入るから毎朝来ているんですが、一向に、まあ今現在は住んでいないんですが、藤田副議長の住宅は四丁目なんですが、今現在、藤田副議長がそこに住んでいないということで私どもは何ら関与しないと思ったんですが、何月になってもその穴埋めが解消されていない、そういうことで、私、昨日会議が終わった後、担当課にその旨お話をしたわけであります。

どうか、これから事故防止のためにも、そして市民が走りやすいような、そういう道路にぜひとも徹底した調査をし、修理していただきたい、このことを強く要望しておきたいと思います。

以上でございます。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。里村委員。

○**里村誠悦委員** 事故があまりにも多いようでありまして、こういうのはどうでしょうか。

春になって雪が消えたら、まず委託業者を選定して、その業者に一斉に回ってもらおうと。そして写真を撮って、それで穴埋めをして、後で精算するという。そうしないと、発見してから連絡が来て、そして直しに行く前にまた事故が起こってしまう、ということもなりかねないので、そうしたらいかがかと思います。アドバイスであります。

○**神山昌則委員長** 発言があれば……都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 今、里村委員から貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

市では、これまでも市内3地区を雪解け後から3班体制で毎日パトロールをし、道路補修を行っておりますけれども、今年の春は、特に道路の穴が例年より多いということで、休日出勤しても対応が追いつかない状況でありました。このため、来年度につきましては、先ほど里村委員からいただきました御意見も踏まえ、また、道路の穴埋め業務委託を3月から開始したり、道路補修事務所でも道路の穴埋めを行うなどの方策を現在検討しているところであります。

以上でございます。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「訴訟の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 住民監査請求に係る住民訴訟があったことにつきまし

て、御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

1の「訴訟に至る経緯」としまして、まず、令和3年1月6日付けで法定外公共物の財産管理に関する住民監査請求がありました。内容としましては、法定外公共物である水路について、違法又は不当に使用及び工作物の設置がされていることを確認しているも、何らの措置を講ずることなく不作為な行為をしているとした監査請求であり、その場所は下段の位置図にありますとおり青森市岡造道三丁目の水路としているものです。

市の主張としましては、水路に係る違法な使用等への対応は適正に行っているとしたところであり、監査委員による審理を経て、令和3年3月1日付で監査の結果として「何らの是正措置を講じていないとはいえない」ことから「一部却下、その他棄却」が請求人に通知され、市の主張が認められたところですが、その結果を不服として、令和3年4月1日付で住民監査請求に係る住民訴訟が提起されたものです。

次に、2の「住民訴訟の概要」としまして、まず、令和3年5月14日付で青森地方裁判所より青森市長宛に届いたところです。

原告が住民監査請求の請求人、被告を青森市長とし、請求の趣旨としましては、「岡造道3丁目の公有財産である水路を周辺住民が許可なく使用していることは、違法であることから直ちに回復せよ」及び「訴訟費用は被告の負担とする」としているところであり、現在、3にあります令和3年6月18日の第1回口頭弁論日に向けて準備をすすめているところです。

市としましては、引き続き口頭弁論等の今後の手続に対応するとともに、今後も法定外公共物である水路等について適正な管理に努めてまいります。

御報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 工作物の設置というのは、具体的にどういう状況になっているのかももう少し説明していただけますか。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 今回の、この訴訟の現場の状況であります。請求人の土地の横に、今回の法定外公共物——水路でありますけども、その反対側に、駐車場としている空き地があります。その空き地から冬になると雪が捨てられて、水路を越えて、請求人の土地の庭に植えているブドウの木であるとかそういったものに、悪さをしているということで、請求人から、水路の上に柵を建てたいという申し出がありました。

当然、法定外公共物の水路の上に、そういった工作物を建てることは認められませんので、市ではそれはできませんというお答えをしたところですが、それ

に対しまして、請求人から、他にも周辺の方々も、いろいろ工作物を設置したり、そういったことをしているんじゃないかと。それに対して市は何もしていないんじゃないかというようなことが、大体の概要であります。

○神山昌則委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

○神山昌則委員長 このほか、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)